

EFRAGディスカッション・ペーパー 「暗号資産（負債）の会計処理」の要約

暗号資産（負債）の会計処理に関する今後の論点

前提

2020年7月にEFRAGは、暗号資産（負債）の会計処理に関するディスカッション・ペーパー（以下、「DP」という）を公表し、2021年7月31日を期限としてコメント募集をしている。

本ペーパーは、暗号資産（負債）の会計処理に関する論点の理解に資するよう、DP中に記載の課題や質問項目を軸に質問の前提となる事項と質問事項をまとめたものである。

また、本ペーパーは、公表された資料により作成しているが、その正確性および完全性について保証するものではない。参考にした資料に関して、その合理性や妥当性についてのレビューは一切行っており、それらに係る当法人の意見や見解を示すものでもない。

なお、本ペーパー末尾に本ペーパーで使用する用語の説明を記載している。

保有者についてのIFRS会計ガイダンスの拡充（要約章ES21項～ES24項）

- n IFRS ICアジェンダ決定は、暗号資産の部分集合（発行者に対する請求権がない暗号通貨）は、当該暗号通貨の保有目的に応じて、IAS第38号「無形資産」における無形資産又はIAS第2号「棚卸資産」における棚卸資産のいずれかに分類すべきである旨を明確化した。
- n 本DPの中で分析は、暗号資産の保有者（自らの立場で、あるいは他者の代理として）にとつての認識及び測定の問題のうち既存のIFRS要求事項の明確化又は修正を必要とするものを指摘しており、その課題は次のように要約できるとされている。

課題	課題の要約
どのような場合に暗号資産は非金融資産投資であるのかに関する空白（ES24項）	どのような場合に暗号資産は非金融資産投資と考えられるのかについて、IFRSのガイダンスに空白部分がある（すなわち、どのような場合に無形資産又はコモディティが投資として保有されるのかに関する明示的なIFRSのガイダンスがない）。
すべての状況で保有者にとって目的適合性のある測定の実現可能性（ES24項）	IAS第38号又はIAS第2号における測定の実現可能性の要求事項は、トレーディング又は投資の属性を有する暗号資産の経済的特性を必ずしも反映しない場合がある（例えば、IFRS第13号「公正価値測定」に基づく活発な市場がないと想定される場合）。
適切な場合には金融資産又は類似した分類を確保する必要性（ES24項）	暗号資産が金融資産への分類に適切である状況を明確化すべきである。次の状況について既存のIFRS要求事項の考えられる更新の必要性があり得る。それは、暗号資産が金融商品の現行のIFRS上の定義を満たさないが、投資目的で保有され、持分証券又は負債証券と同等の機能（例えば、利益に対する権利、パートナーシップ契約における利害関係、議決権、企業からのキャッシュ・フローに対する権利）を有している状況である。これは、一部のセキュリティトークン、ハイブリッド型トークン、及びユーティリティトークンという名称のものにさえ、当てはまる可能性がある。IFRSの修正は、これらのトークンを金融資産又は金融資産に類似した会計上の取扱いとなる独特の資産のいずれかとして認識すべきであるというものとなる可能性がある。
現金又は現金同等物の定義の更新が必要である可能性（ES24項）	IAS第32号「金融商品：表示」における現金の定義又はIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」における現金同等物の定義を一部の暗号資産を含めるように変更する必要があるかもしれない（例えば、1対1で法的通貨にペッグされているステーブルコイン、CBDCs及び法域内の定義に従ってeマネーとして定義されている暗号資産）。そうは言っても、ステーブルコイン（民間銀行及び中央銀行が発行）を改訂後の現金又は現金同等物の分類に含めるとした場合には、通貨政策及び金融安定に対する影響を考慮すべきである。

課題	課題の要約
一部のユーティリティトークン及びハイブリッド型トークンの保有者の会計処理の明確化が必要である可能性（ES24項）	<p>n ユーティリティトークンはさまざまな関連する権利を有している場合がある。ネットワーク・サービスへのアクセス、ブロックチェーン創出権、ガバナンス及びネットワーク拠出権などである。これらの機能的権利又は消費権の一部は、典型的でない取引可能な権利（例えば、ネットワークの機能的性を更新する権利、労働、労力又は資源をシステムに拠出する権利）であり、デジタル自律組織（DAOs）などの複雑な構造の中に組み込まれているか又はそれに関連するものである。DAOの一例は、スイスに本拠を置くAragonネットワークで、そこでは、スマートコントラクトに自動化されたタスクのほかに、トークン保有者がネットワークのプロジェクトに関して投票することや、ガバナンス機能を果たす（例えば、争いを裁く陪審員として奉仕する）ことができる。典型的でない性質と複雑性のため、これらの権利の一部は保有者が理解することが困難な場合がある。したがって、このような保有の適切な会計処理を類似した取引の会計処理との比較に基づいて決定することも困難である可能性がある。さらに、ユーティリティトークン保有の事業目的を一貫して確かめることが困難である場合がある。投資と機能的・消費価値の両方の属性があり、事業目的に基づいて分類を一貫して適用することが困難となっているからである。支配的な構成要素を考慮すべきかどうか、あるいは、利用の機能的性を有するトークンを含んだハイブリッド型トークンの分類及び測定を決定するために分離の原則を適用すべきかどうか及びその方法についての問題がある。</p> <p>最後に、ユーティリティトークンを前払資産に分類することが考えられるが、会計事務所の文献で述べられているように、この資産区分についてのIFRSのガイダンスは限定的なものしかない。</p> <p>n 他者の代理での保有者の会計処理の明確化が必要である可能性：暗号資産の技術的な特徴（すなわち、個人キー及びウォレット契約）が、仲介保有者の取決め（保管サービス、取引所及びブローカー）において暗号資産が貯蔵され管理される方法に影響を与える場合がある。したがって、これらの特徴は、どの当事者（すなわち、預託者であるクライアント又は仲介保有者）がそうした契約において経済的支配を有し、したがって、暗号資産を財政状態計算書に認識する必要があるのかを示している可能性がある。しかし、経済的支配の指標となり得る他の要因もあり、これらの要因のどれもが単独では決定的なものではない。IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の適用を除いては、暗号資産の保有における本人・代理人関係での企業の会計処理についてIFRSの中に明示的なガイダンスはない。したがって、この点に関しても明確化が必要である可能性がある。</p>
明確化が必要である可能性のある他の保有者に関するトピック（ES24項）	この中には、マイニング活動及びバーター交換による保有が含まれる。明確化が必要である可能性があるが本DPではこれ以上の議論をしていない他の項目がある。何が明確化を必要とする可能性のある基礎となる論点なのかについて、さらに分析が必要であるためである。

発行者についてのIFRS会計ガイダンスの拡充（要約章ES25項～ES26項）

- n トークン発行者からの義務は、関係する暗号資産の種類によって大きく異なるが、所与のカテゴリの中にある。有価証券と同等とみなされる発行されたトークン及びより規制に準拠したSTOs及びIEOsを除いて、規制上の監督は限定的で、多くのICOsに関連した堅牢で強制可能な契約上の取決めがない。その結果、発行者の義務の正確な性質の識別は、暗号資産の発行者にとっての会計上の影響を十分に識別する上での課題である。
- n 発行者のガイダンス（ICOs及び他の種類の売出し、すなわち、IEOs及びSTOs）の明確化又は修正の領域には、次のことが含まれる。

課題	課題の要約
金融商品会計（IAS第32号及びIFRS第9号）が適格とされる発行の明確化が必要（ES26項）	セキュリティトークンの発行に適用すべき基準及びIAS第32号及びIFRS第9号「金融商品」における分類への適格性（特にハイブリッド型トークン及び時とともに変化し得る可能性のある特徴を有するものについて）に関して明確化の必要がある。
発行についての収益認識の要求事項の適用可能性の明確化が必要（ES26項）	ネットワーク商品及びサービスに対する権利を保有者に与えるユーティリティトークンの発行についてのIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用可能性に関して、発行企業と応募者との間の取決めの強制可能性について疑問が生じ得る状況において、明確化の必要がある。こうした質問には次のことが含まれる。ユーティリティトークンの発行者及び保有者の取決めはIFRS第15号の範囲に含まれる顧客との契約と同等と考えることができるのか？ マイニング活動に関する収益認識の要求事項（すなわち、取引手数料及びブロック報酬の会計処理）はどのようなものか？
偶発負債の認識の要求事項の適用可能性の明確化が必要（ES26項）	IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」が適用される状況を明確化（例えば、IFRS第15号が適用されないと発行者が判断する状況において、IAS第32号に基づきIFRS第9号が適用される金融負債を有していない）する必要がある。

課題	課題の要約
ユーティリティトークンの発行の会計処理の明確化が必要 (ES26項)	ユーティリティトークンの発行に関して考えられる明確化の他の領域には、次のものがある。発行者と他の相手方が関与する本人・代理人型の取決めがある場合に、どの企業が履行義務を負うのか？ 顧客契約が存在する場合、特に、支配的な特性（投資なのか消費なのか）が時とともに変化することにより履行義務が時とともに変化する際に、履行義務の性質及び収益認識のパターンはどのようなものか？ 典型的でない取引可能な権利（例えば、労働及び資源をシステムに拠出する権利や、ネットワークの機能性を更新する権利）に対する義務の性質はどのようなものか？ どのような条件で、企業は推定的義務が存在すると考えることができるか？
ハイブリッド型トークンの発行の会計処理の明確化が必要 (ES26項)	他の明確化の領域は、複数の特徴を有し義務が時とともに変化し不確実である可能性のあるハイブリッド型トークンの発行についての適切なIFRS要求事項である。
発行者についてのその他の明確化の論点 (ES26項)	最後に、次のような事実パターンは会計上の影響をさらに検討する必要がある。エアドロップ又はフリー・トークンの会計処理、発行した自社のトークンを第三者のサービス又は従業員のサービスと交換で使用する目的で保有している企業、発行コスト、販売前の契約（将来のトークンに関する単純化された契約（SAFTs）及び機能前トークン）。

（参考）発行者（ICOs）の概要と暗号資産の発行時の義務（第4章4.3項～4.22項）

項目	概要
発行者（ICOs）の概要（4.3項～4.8項）	<ul style="list-style-type: none"> n ICOは、トークン（デジタル・トークンとも呼ばれる）を応募者・潜在的投資者に発行することによって、既存の又は将来の暗号資産プロジェクトのための資金を調達する手段である。最近では減少傾向にあるが、ICO資金調達は一部の事業セクターにとって増大しつつある資金調達源となっている。 n ICOの実行時に、発行者（ICO企業）は対価を受け取る。これは法定通貨、暗号資産（例えば、ビットコイン及びイーサーがICO交換取引で使用される最も人気のある暗号資産である）又は法定通貨と暗号資産の組合せのいずれの形式による場合もある。 n それぞれのICOは一般的に特有の契約条件を有している。さらに、ICOsはいくつかの法域では規制がないか又は規制が明確でない（暗黙の規制が実施されている場合を含む）ため、さまざまな契約条件が生じている。したがって、発行者（及び特に潜在的な投資者）がICOトークン発行に付随するホワイトペーパー又は基礎となる文書をレビューして、投資者に正確には何が提供されているのかを理解することが決定的に重要である。特に投資者にとって、ホワイトペーパーから生じる権利及び義務又はそれらの法的強制力が不明確である場合には、関連性のある条件を決定するための助言が必要とされる場合がある。 n トークン発行者は、関係する暗号資産の種類に応じて大きく異なるが、暗号資産の所与の区分の中に存在している。契約上の義務は、識別可能な発行者がない場合や、発行者に付帯する請求権がない支払トークンの発行の場合には、関連性がない。ユーティリティトークンの発行者に注目すると、発行者からの義務は、ホワイトペーパーで正式なものとされた義務又は法的に強制可能な要求事項から生じる義務に限定されるが、適用される規制上の枠組みがない場合にはほとんど法的に拘束力がない。 n 発行されるトークンの経済的実質に関して行われる判断に応じて、一部のトークンが有価証券とみなされる場合や、製品販売と同様と見ることができる場合がある。

項目	概要
<p>暗号資産の発行時に義務が生じるかどうか及び発生する義務の種類（4.9項～4.22項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> n 既存のIFRS要求事項のどれが適用される可能性があるのかを決定する目的上、及び関連する会計上の論点を評価するため、暗号資産の発行者と保有者との間に存在する義務（もしあれば）を決定する必要がある。 n 義務の種類に関する疑問が生じるのは、保有者が発行者に対する請求権を有している場合の暗号資産の発行についてのみであるが、生じる義務の種類は、次のように要約できる。 <ul style="list-style-type: none"> a. さまざまな義務が生じる可能性があり、これには、発行企業に対する請求権、発行企業の推定的義務又は履行義務のいずれかであるものが含まれる。これらの義務は、ユーティリティトークン、セキュリティトークン、ハイブリッド型トークン及び機能前トークンの発行から生じる可能性がある。 b. 発行者又は相手方に対する請求権のない暗号資産（例えば、支払のみのトークンを含む暗号通貨）の発行から生じる義務はない。そうした発行は、発行企業にとっての収益を生じさせる。 <p>概念フレームワークの負債の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> n ICO又は類似の売出しの文脈では、場合によっては、義務は発行者と投資者又は他の当事者との間の契約上の取決め、及び/又は適用される規制に基づく契約上の又は法律上の義務である。しかし、他の場合には、義務は発行者が投資者又は他の関係者の心に生じさせた可能性のある妥当な期待に基づく推定的義務である可能性がある。 n したがって、契約上の法的な義務又は推定的義務のいずれかがないと立証される場合には、概念フレームワークに基づく負債が認識されることになる。 n 概念フレームワークは負債を次のように定義している。 負債とは、過去の事象の結果として経済的資源を移転するという企業の現在の義務である。 n 概念フレームワークは、義務とは企業が回避する実際上の能力を有していない責務又は責任であると述べている。現在の義務が過去の事象の結果として存在するのは、(1) 企業がすでに経済的便益を獲得しているか、又は行動を取っており、かつ、(2) その結果として、そうでなければ移転する必要がなかったであろう経済的資源を企業が移転しなければならなくなるか又はその可能性がある場合である。 <p>負債又は偶発負債としての認識</p> <ul style="list-style-type: none"> n IASBは、2018年3月に公表した概念フレームワークで、従来は負債の認識に適用されていた閾値（すなわち、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと、及び信頼性をもって測定できる価値を有していること）を削除した。現在の概念フレームワークは、負債は財務諸表利用者に有用な情報（すなわち、当該負債に関して目的適合性があり忠実な表現を提供する情報）を提供する場合にのみ認識されると述べている。これは、負債を認識すべきかどうかを決定する際の主要な決定要因である。 n 企業の他の義務と同様に、利用者は企業の暗号負債に関連した金額、時期及びリスクに関する情報を必要とするであろう。発行した暗号資産に関する義務の経済的特性及び性質は、適用されるIFRS基準書の選択を導くものとなる。既存のIFRS要求事項がどれも適用可能ではないと考えられる場合には、企業は概念フレームワークで設定されている原則に基づいて暗号負債を認識すべきかどうかを検討することを要求される。 n 現行のIFRS要求事項では、義務が負債の定義を満たすが認識規準は満たさない場合には、IAS第37号に基づいて偶発負債として分類される。偶発負債は、財政状態計算書に負債として表示されず、財務諸表注記において開示される。 n 発行者に対する請求権のある暗号資産（例えば、ユーティリティトークン）が投資目的で保有されている場合には、発行企業が義務を履行しなければならない可能性を確定することが困難である場合や、不確実性が高いため義務を認識することが適切でない（認識が忠実な表現を提供せず、利用者にとって有用な情報として役立たない）可能性がある場合がある。そのような場合には、開示の方が、暗号資産を発行する企業の「潜在的」ではあるが不確実な義務について利用者に情報を伝えるための有用な方法である可能性がある。

新たに生じている評価 / 測定の考慮事項（要約章ES27項～ES28項）

- n 暗号資産取引の価格発見及び信頼性のある評価のためのメカニズム（すなわち、活発な市場及び頑健な評価アプローチ）の存在が、財務諸表内での忠実な表現のために必要である。
- n 以下は、本DPIにおける評価に関する主要な結論である。

項目	考慮事項
新たな評価方法論（ES28項）	<ul style="list-style-type: none"> n 暗号資産に合わせた評価の方法論が登場しており、2019年12月のCBV協会の公表物（CBV協会報告書）などのいくつかの公表文書において強調されている。そうした新たな評価方法論は、IFRS基準などの会計文献の中で認知されている伝統的な評価アプローチ（すなわち、コスト、インカム、マーケット・ベースの各アプローチ）と比較可能であり、いくつかの重なり合う属性がある。しかし、ユーティリティトークンの本源的価値の評価の点では特有の要素があり、通常、発行者のネットワークの成長潜在力から算出される。 n これらの新たな評価方法論は、暗号資産の経済的価値の性質及び源泉について、これらの資産の性質（例えば、知的財産及びその他の無形資産としての特徴）及びそれに対応した適切な会計処理について考えるために有益な方法で、追加的な知見も提供する。
活発な市場についての明確化の必要性（ES28項）	<p>CBV協会報告書は、活発な市場の識別の重要性を強調する証拠を示しており、この事項に関しての会計事務所からのいくつかの示唆的なガイダンスがある。それでも、会計目的で活発な市場を識別する方法について依然として明確化の必要がある。暗号資産市場には考慮を必要とする特有の特徴もある。年中無休取引、少数の伝統的な取引所との比較での複数の暗号取引所、ソースごとの著しい価格差異、暗号通貨と法定通貨との交換に加えて暗号通貨と暗号通貨の交換の能力などである。暗号取引所のこれらの独特の特徴の会計上の含意について疑問が生じる可能性がある（すなわち、これらの特徴は暗号取引についての活発な市場の定義を変えるのか？）。</p>

（参考）暗号資産の評価の方法論（第5章5.6項～5.26項）

CBV協会の報告書は、暗号資産の評価の論文に含まれていることの多い3つの評価アプローチを検討している。

方法	内容
生産コスト（5.13項～5.18項）	<ul style="list-style-type: none"> n CBV協会の報告書は、直感的な暗号資産の評価アプローチの1つは、Adam Hayesの生産コスト法であると述べている。このアプローチでは、暗号資産（具体的には、Hayesの研究では、ビットコイン）の生産又はマイニングのコストが、下限価値の指標を提供する可能性がある。Hayesが提案した方法論は、知的財産評価のコスト・アプローチに適切に該当する。対象資産を再構築するコストの見積りを、「分別ある買手は、知的財産に対して、望ましさ及び効用が同等である代用品を構築するためのコストよりも多くの金額を支払わないであろう」と仮定して行うものである。 n Hayesの方法論では、競争的な市場で活動している利益の期待を動機としているマイナーは、生産の変動コストがマイニングしたコインの市場価格と同額以下である限りでのみ、生産（又はマイニング）を継続することになる。したがって、生産コスト・アプローチは、生産（又はマイニング）のコストをコイン1単位当たりで見積ろうとする。
交換方程式（5.19項～5.22項）	<ul style="list-style-type: none"> n CBV協会の報告書で検討されている第2の評価アプローチは、Chris Burniskeの交換方程式である。これは、既存の文献によると、ユーティリティトークンの評価に頻繁に適用されているようである。Burniskeの評価アプローチは、事業及び知的財産の評価に頻繁に使用されている古典的な割引キャッシュ・フロー（DCF）法（インカムアプローチ）に類似している。 n CBV協会の報告書は、典型的なDCF分析では、資産の価値は、将来の期待キャッシュ・フローをリスク調整後の収益率で割り引くことによって決定されると説明している。しかし、ユーティリティトークンは直接にはキャッシュ・フローを生み出さないので、伝統的な意味でのトークン保有者にとっての本源的な価値を確かめることは困難である。Burniskeは、トークン保有者の経済的効用は、むしろ関連するネットワーク・エコシステムの経済的価値（すなわち、公開会社の株価総額に多少類似している）に相関しているものと仮定している。Burniskeはこの指標を「現在効用価値」（CUV）と性格付けている。
ネットワーク価値・取引高比率（5.23項～5.25項）	<ul style="list-style-type: none"> n CBV協会の報告書が検討した第3のアプローチは、ネットワーク価値・取引高（NVT）比率（ネットワーク価値を取引高で除したもの）であり、Willy Wooが最初に導入した市場ベースの評価アプローチである。このアプローチは、評価において検討される価値関連指標が「日々の取引量」であることを要求している。 n NVT比率の構成要素は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> a. 分子である暗号資産のネットワーク価値は、公開会社の株価総額に類似している（すなわち、流通しているすべてのコイン又はトークンの市場価値の合計）。 b. 分母である日々の取引量は、暗号資産のオンチェーン取引量を法定通貨で表現して測定するものである。分母が会社の利益を表しているP/E比率とは対照的に、多くの暗号資産はキャッシュ・フローを生じさせない。したがって、日々の取引量が利益の代用数値として使用され、所定の日においてネットワークを通じて流れる価値を表す。

暗号資産（負債）に関するIFRS要求事項の明確化又は開発に対する考えられるアプローチ（要約章ES34項～ES44項）

暗号資産（負債）に関するIFRS要求事項の明確化又は開発に対するアプローチとして以下が考えられる。

項目	考慮事項
<p>選択肢1：IFRS基準書を修正しない（ES37項）</p>	<p>選択肢1は、適用されるIFRS基準書の変更を伴わない。実質的に、作成者は既存のIFRSを、自社の会計方針を策定しなければならないこと（IAS第8号）を含めて、引き続き適用することになる。</p>
<p>選択肢2：既存のIFRS基準書の修正あるいは明確化を行う（ES38項～ES39項）</p>	<p>選択肢2では、適用されるIFRS基準書の考えられる明確化又は修正を、次のような方法で行うことができる。</p> <p>n 具体的な事実パターンに関する明確化のガイダンスを提供： これは、現行のIFRS基準書の適用に関して明確化が必要となる可能性のあるトピックについての適用指針又は教育用資料の開発を伴い、次のことが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - すべての適用される基準における他者の代理での保有者の会計処理（現時点ではIAS第8号が適用される可能性がある） - 典型的でない権利を有するユーティリティトークン及びハイブリッド型トークンに適用される会計処理（分離の原則の適用方法及び前払資産についてのガイダンスを含む）（現時点ではIAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第8号、IFRS第9号及びIFRS第15号が適用される可能性がある） - パーター取引からの保有の帳簿価額の決定（現時点ではIAS第16号「有形固定資産」及びIFRS第15号が適用される可能性がある） - マイニング活動からの保有の帳簿価額の決定（現時点ではIAS第2号、IAS第38号、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第16号「リース」が適用される可能性がある） - 保有者及び発行者についてのIFRS第9号、発行者についてのIFRS第15号及びIAS第37号への適格性に影響を与える可能性のある状況 - IFRS第13号で定義している活発な暗号資産市場の識別 <p>n 狭い範囲の除外修正： 暗号資産を適用されるIFRS基準書の範囲から除外して（すなわち、暗号資産をIAS第2号の第2項から第3項及びIAS第38号の第2項から第7項に示している範囲除外に含めて）、作成者が自社の会計方針を策定できるようにする。</p> <p>n IFRS基準書の要求事項を修正： 考えられる修正は以下を含む可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - IAS第2号及びIAS第38号の要求事項を修正して、適格な項目（例えば、発行者に対する請求権のない暗号通貨）を含むコモディティ又は無形資産が投資目的で保有される状況を明示的に扱う。IAS第38号のBC5項は、事業目的は無形資産の分類に関連性がないと述べている。しかし、一部の利害関係者（例えば、2016年のAASB公表文書）は、事業の中で資金生成資産として保有されている無形資産と投資として保有されている無形資産の会計処理の間の区別（有形資産の会計処理について行われている区別と類似している）の必要性を提案している。 - IAS第2号及びIAS第38号の修正は、投資として保有している無形資産又はコモディティの適切な測定を保有の時間軸に基づいて扱うことができる（原価、FVPL又はFVOCI）。さらに、無形資産をIAS第38号の範囲から除外するために使用される「事業の通常の過程で保有されている」の概念を定義すべきである。 - IAS第38号の第72項を修正して、適格な項目（例えば、発行者に対する請求権のない暗号通貨）の測定に再評価モデルを適用する場合に、FVOCIに加えてFVPLを認める。さらに、活発な暗号資産市場がない場合にFVOCIオプションを認める。これは、暗号通貨の現在の測定の要求事項の欠点（EFRAGのアウトリーチへの参加者を含む一部の利害関係者が強調した）に対処できる可能性がある。 - IAS第32号の第11項を修正して、投資資産・金融商品の属性を有し有価証券と機能的に同等であるが、現行のIAS第32号において金融商品に該当しない暗号資産（例えば、ユーティリティトークン、ハイブリッド型トークン、一部のセキュリティトークン）などの項目を含める。 - IAS第7号の第6項で現金同等物と考えられている項目の修正、又は現金の明示的な定義をIAS第32号のAG3項における黙示的な定義を超えて設ける。この修正が必要となる可能性があるのは、IFRS要求事項の中では現金同等物と考えることのできる項目の記述があるが、現金の明示的な定義はないからである。現金及び現金同等物の明示的な定義は、次のような暗号資産を現金同等物又は現金のいずれかとして含める結果となる可能性がある。法定通貨に1対1でペッグされているステーブルコイン、及び法域内の定義でeマネーに該当する暗号通貨である。 現金又は現金同等物のいずれかへの項目の現行の制限的な分類は、IFRS要求事項における空白と見ることができる。特に、民間セクターのステーブルコインやCBDCsの誕生を含む技術主導の開発が、一般に理解されている貨幣の定義を変える可能性があると考えられる場合にはそうである。しかし、通貨政策及び金融安定性に対するリスクを考慮する必要もある。これは、2020年3月のフランス銀行のワーキングペーパーや2020年1月の国際通貨基金（IMF）の公表文書で強調されたものであり、ステーブルコインを財務諸表において現金又は現金同等物のいずれかとして分類するとした場合には悪化する可能性がある。

項目	考慮事項
選択肢3：暗号資産（負債）又はデジタル資産（負債）に関する新基準（ES40項～ES44項）	<p>選択肢3は、暗号資産（負債）は独特の資産及び負債であるという前提で暗号資産（負債）に関する新しい単独のIFRS基準書を開発することを伴う。</p> <ul style="list-style-type: none"> n 新しいIFRS基準書は、暗号資産（負債）に関連したさまざまなトピックに関する多数の論点に対処できる。これには、選択肢2で要約し対処することを意図している論点が含まれる。 n 同時に、最近の10年にわたり、ブロックチェーン技術の適用の急速な継続的な進化があり、スマートコントラクトをコード化したトークンを含めた暗号資産の幅広い多様性を生じさせている。しかし、暗号資産はブロックチェーン技術の唯一の使用事例ではない。拡張されたブロックチェーンに基づく応用が（例えば、サプライチェーン管理や金融サービスに）あり、これらも会計上の資産又は負債に該当する可能性があり、それらの取引は会計要求事項の見直しを必要とする新奇な特徴を有している可能性がある。 n したがって、新基準の範囲は、必要ならば、本DPで定義している暗号資産（負債）以外にも及び可能性がある。それには、より幅広いデジタル資産（負債）という区分（例えば、代替可能でないスマートコントラクトアプリケーション、バーチャル・リアリティ世界において創出された代替可能でないデジタル資産（例えば、バーチャル土地、バーチャル住宅、バーチャル子猫などのバーチャル収集品））が含まれる可能性があり、ブロックチェーンの拡張された他の応用も含まれる可能性がある。 n そうは言っても、相当な取引の歴史と現金化が可能である証拠のある暗号資産（負債）とは異なり、拡張されたブロックチェーンの応用が概念フレームワークの定義にしたがって資産又は負債であるかどうかや、新しい会計上の論点を生じさせるかどうかを容易に識別することは困難である。さらに、それらは暗号資産（負債）とは異質の経済的特性を有している場合がある。したがって、デジタル資産（負債）についての新しいより幅広い基準を開発するとした場合、その適切な範囲を入念に検討する必要があるであろう。

（参考）現行実務の多様性（第1章1.31項～1.33項）

IFRSで報告している暗号資産保有企業による会計処理の実務の多様性の証拠は、実務の多様性を狭めるか又は防ぐのを助けるためのIFRS要求事項の一層の明確化又は修正のいずれかの必要性を示唆している。

n 企業の暗号通貨保有についての多様な測定アプローチの例示

適用した基準	企業数	比率
IAS第8号第11項（FVPLとなる）	16	39%
IAS第2号第3項(b)	11	27%
IFRS第9号 FVPL	4	10%
IAS第38号 原価モデル	1	2%
IAS第38号 再評価モデル	4	10%
決定不能	5	12%
合計	41	100%

出典：IFRS ICの暫定アジェンダ決定に対するCSAのコメントレター

n モニタリング活動に関しての2019年11月のIASBのスタッフペーパー

世界中からの66社の2018年終了年度の報告の分析を通じて、実務の多様性を強調している。9%がIAS第38号の原価モデルを適用し、17%がIAS第38号の再評価モデルを適用し、58%が純損益を通じた公正価値（FVPL）を適用していた。

プロジェクトの範囲と成果物（第1章1.38項～1.45項）

項目	考慮事項
<p>EFRAGのリーサーチの範囲（1.39項～1.44項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> n EFRAGのリーサーチの範囲は、暗号資産（負債）に関するものであり、これはブロックチェーン技術の最初の使用事例ではあるが唯一の使用事例ではない。その範囲は、ブロックチェーン技術の拡張された応用は除外しており、それらの一部は会計上の資産又は負債の定義を満たすか、あるいは、会計上の要求事項に空白がある場合がある。 n 暗号資産（負債）に焦点を当てる理由は、拡張されたブロックチェーン技術の応用の場合よりも、取引の歴史が長く、現金化が可能である証拠があるからである。さらに、暗号資産（負債）の性質、経済的特性及び考えられる会計処理は、NSS、会計事務所、学界及び他の利害関係者の文献の中で相当の分析の対象となっているが、拡張されたブロックチェーン技術の応用に関しては、まだそうではない。 n 範囲は以下の暗号資産（デジタル・トークン）に焦点を当てている。 <ul style="list-style-type: none"> a. 発行者に対する請求権のない暗号通貨のうち支払トークンであるもの（暗号コイン、交換トークン、仮想通貨、支払型暗号資産と呼ばれることがある） b. セキュリティトークン及びアセットトークン（総称して投資トークン又は投資型暗号資産と呼ぶことができる）。アセットトークンは、デジタル資産又はトークン化資産と呼ばれることがある。 c. ユーティリティトークン又はユーティティ型暗号資産 d. 支払トークン又はセキュリティトークン及びアセットトークン又はハイブリッド型トークンに分類することもできるステーブルコイン e. その他の種類のトークン（例えば、ハイブリッド型トークン、機能前トークン） n さらに、暗号資産の発行、購入、保有及び売却を検討する文脈において、EFRAGのリーサーチは、次のような暗号資産に関連する活動を検討している。 <ul style="list-style-type: none"> a. ICOs、IEOs又はSTOsを通じての暗号資産の発行 b. 暗号資産を自己の計算で保有する企業と他者の計算で保有する企業：支払サービス、投資及び他の保有目的（例えば、分散型ネットワーク商品及びサービスへのアクセス） c. 暗号資産のエコシステムに関連したサービス及び活動：貯蔵及び保管サービス並びにマイニング活動 n 保管サービス及びマイニング活動を行う企業についての会計上の論点は、保有者及び発行者の会計処理の分析の一部と考えられる範囲でのみ分析している。 n 本 DPの目的は最終的にはIFRS要求事項に影響を与えることであるため、暗号資産活動の分析は、個人ではなく企業に焦点を当てている。
<p>EFRAGの成果物（1.45項）</p>	<p>EFRAGのリーサーチは、次のような成果物を得ることが想定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 発行者と保有者の会計上の論点を評価しつつ、対称的な考慮事項があるため、暗号資産の発行と保有を組み合わせた本DP（例えば、発行者に対する請求権がある場合、保有者の権利は通常は暗号資産についての発行者の義務である）。 b. 必要な場合には、暗号資産（負債）に関連した未解決の論点に焦点を当てた第2のディスカッション・ペーパーが後で開発される可能性がある。これには、会計上の解決策のより詳細な分析が含まれる。

質問事項（コメント提出者の質問章（要約章の次章））

前述の通り、EFRAGは、本DPにおいて、暗号資産（負債）の会計処理に関する論点を明らかにするとともに、コメントを募集している。以下がEFRAGからの質問事項である。なお、質問の前提においては、質問事項の理解に資するよう、第1章以降の内容を一部補足している。

質問1 暗号資産（負債）の使用

	質問の前提	質問
質問1	<ul style="list-style-type: none"> n 主要金融機関による暗号資産（負債）の採用に影響を与える可能性のある要因としては以下の要因が挙げられる（第7章からの引用）。 信頼の増進 / スケーラビリティ、処理効率及びサステナビリティの増大 / ネットワークのガバナンスの強化 / 暗号資産取引の信用できる価格発見及び信頼性のある評価のメカニズム / 規格化された格付データの利用可能性 / 価格の安定性及び金融安定性に対するリスク n 暗号資産（負債）保有の事業目的は、会計上の分類における主要な考慮事項とすべきである（第3章参照）。 	<ul style="list-style-type: none"> n 暗号資産（負債）を使用しているか又は使用すると見込まれる領域は何か。 n 暗号資産（負債）の使用に影響を与える主要な要因は何か。 n どのような目的で暗号資産を通常は保有又は発行するか。

質問2 進むべき道

	質問の前提	質問
質問2.1	<p>本DPでは、暗号通貨に関するIFRS ICアジェンダ決定の範囲に含まれない会計上のトピックに対処する必要があり、扱われていない保有者及び発行者の会計上のトピックを含める必要があると提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> n 保有者の会計処理に関する未解決の認識及び測定の問題（第3章からの引用） <ul style="list-style-type: none"> a. 保有者についての明確化を、発行者に対する請求権のない暗号通貨以外（すなわち、ステーブルコイン、ユーティリティトークン、セキュリティトークン及びハイブリッド型トークン）にも拡張する必要がある。 b. 暗号資産が非金融投資（すなわち、投資としての無形資産又はコモディティ）と考えられる場合に、IFRSのガイダンスに空白がある。 c. IAS第38号又はIAS第2号における測定は、トレーディング資産又は投資資産の属性を有する暗号資産の経済的特性を必ずしも反映しない場合がある。 d. 暗号資産を金融資産に分類できるかどうか及びどのような場合に分類できるかについて、明確化及び可能な見直しの必要がある。 e. IAS第7号における現金及び現金同等物の定義を、一部の暗号資産を含めるように見直す必要があるかもしれないが、それは通貨政策及び金融安定性に対する考えられる影響を考慮した後のみ行うことである。 f. ユーティリティトークン及びハイブリッド型トークンの会計処理は明確化が必要である。 g. 明確化を要する他の領域がある。これには、他人の計算による保有（仲介契約）の会計処理並びにマイニング活動及びバーター交換による保有の会計処理が含まれる。 （次頁へ続く） 	<p>暗号通貨に関するIFRS ICアジェンダ決定の範囲に含まれない会計上のトピックに対処する必要があることに同意するか。</p>

	質問の前提	質問
質問2.1	<p>(前頁から続く)</p> <ul style="list-style-type: none"> n 発行者の会計処理に関するIFRS基準書の明確化及び修正を要する可能性がある領域(第4章からの引用) <ul style="list-style-type: none"> a. 暗号負債がIAS第32号に基づいて金融負債に該当するかどうか。 b. トークンの発行(すなわち、発行されるユーティリティトークンなどのトークンが、ネットワークの財及びサービスに対する権利を保有者に与える場合)についてのIFRS第15号の適用可能性。 c. 契約上の義務(例えば、発行者と保有者の取決めの性質が顧客との契約と同等か)や、どの企業が履行義務を負担している、ユーティリティトークンの保有者がネットワークのアクセス、財又はサービスと交換する時に収益又は費用を認識すべきなのか。 d. IFRS第15号の範囲に含まれるかどうかのガイダンスが企業が発行して保有者に特定の財又はサービスに対する権利を与えるユーティリティトークンに適用されるのかどうか。 e. IFRS第15号を適用する際の論点として、ユーティリティトークンにおける履行義務の識別及び義務に関連した財又はサービスが提供される期間。 f. 保有者に付与している一部のユーティリティトークンは、商業的な観点からは定型的ではない可能性のあるもの(例えば、ネットワークの機能性を更新する権利)を保有者に付与している。そうした非定型的な権利に関しての発行者の履行義務がどのようなものか。 g. IAS第37号の適用可能性についての状況(例えば、どのような場合に推定的義務が存在するのか)の明確化。 <p>上記の他、NSSのガイダンスで識別されたICO発行に関連した論点、会計事務所のガイダンスにおいて明らかにされた論点の中にも、明確化に値する論点があるとされている。</p>	
質問2.2	<p>IFRS要求事項を扱うための進むべき道についての3つの考えられるアプローチを分析している。その3つの選択肢は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> n 選択肢1: 既存のIFRS要求事項を修正しない 適用されるIFRS基準書の変更なし。作成者は適用されるIFRSを適用するか又は必要な場合は自社の会計方針を策定 n 選択肢2: 既存のIFRS要求事項を修正あるいは明確化 暗号資産をIAS第2号又はIAS第38号の範囲から除外し、実質的に自社の会計方針の策定を適格な暗号資産(例えば、発行者に対する請求権のない暗号通貨)の会計処理における標準の選択肢として認めるといふ、狭い範囲の修正の可能性 IAS第2号及びIAS第38号の要求事項を、コモディティ又は無形資産(一部の暗号資産(例えば、発行者に対する請求権のない暗号通貨)が含まれる可能性がある)が投資として保有されている状況を明示的に扱うよう修正する可能性 市場が活発でない場合に無形資産について公正価値測定を認め、無形資産が投資資産の属性を有する場合にFVPLを認めるように、IAS第38号の要求事項を修正する可能性 保有者の金融資産又は発行者の金融負債として分類できる暗号資産を拡大するようにIAS第32号を修正する可能性 現金同等物又は現金の定義を見直すようにIAS第7号及びIAS第32号を修正する可能性 n 選択肢3: 暗号資産(負債)又はデジタル資産(負債)に関する新基準 暗号資産(負債)又はデジタル資産(負債)を明示的に扱う新たな単独の基準の開発 	<ul style="list-style-type: none"> n 3つの選択肢のうちどれがIFRS要求事項を扱うための最も適切な解決策と考えるか。 n あるいは、暗号資産に関するIFRS要求事項の明確化及び開発に向けて他の考えられるアプローチがあるか。 n 新基準を開発するとした場合、範囲はどのようにすべきか。

質問3 保有者の会計処理

	質問の前提	質問
質問3.1	<p>本DPIは、暗号資産の保有者に適用されるIFRS基準書（IAS第2号及びIAS第38号）は、暗号資産が非金融資産投資として保有されている状況を明示的に扱っていないことを識別した。さらに、IAS第2号又はIAS第38号における測定の実要求事項が、トレーディング又は投資資産の属性を有する暗号資産の経済的特性を反映するためのFVPL又はFVOCIを認めない可能性のある状況がある。例えば、IAS第38号では、FVOCIは活発な市場がある場合にのみ認められる。</p>	<p>非金融資産投資への対処に向けてIAS第2号及びIAS第38号の制限（すなわち、IAS第38号は暗号通貨がトレーディング又は投資資産として保有されている場合にFVPLを認めておらず、IAS第38号は市場が活発でない場合に公正価値測定を認めていない）に対処する必要があることに同意するか。</p>
質問3.2	<p>本DPIは、一部の暗号資産の金融資産への分類の適格性を明確化する必要性を識別した。持分証券又は負債証券と類似した特性又は同等の機能（例えば、利益に対する権利、パートナーシップ契約における利害関係、議決権、企業からのキャッシュ・フローに対する権利）を有しているが、IAS第32号における金融資産の現在の定義を満たさない暗号資産について、IAS第32号を改訂する必要があるかもしれない。あるいは、暗号資産を独特の資産として分類し、適切な場合には金融資産に類似した会計処理を認める必要があるかもしれない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> n 暗号資産の保有者のIFRS第9号の適用への適格性を明確化する必要があることに同意するか。 n IAS第32号の金融商品（保有者にとっての金融資産及び発行者にとっての金融負債）の定義の中で、持分証券又は負債証券と機能が同等である暗号資産（トークン）を含めるようにIAS第32号を改訂する必要があるかどうか、あるいは暗号資産を独特の資産として分類して、適切な場合には金融資産に類似した会計処理を認めるべきかどうかについて、意見はあるか。
質問3.3	<p>本DPIは、現金又は現金同等物の定義を、法定通貨に1対1でペッグされているステーブルコインの一部、法域内の定義でeマネーに該当する暗号通貨及びCBDCsを含めるように改訂する必要があるかもしれないことを識別した。また、財及びサービスと交換で受け取った暗号資産も外貨と同様のものとして扱うことが考えられる。</p>	<p>現金又は現金同等物の定義を改訂する必要があるかどうかについて意見はあるか。</p>
質問3.4	<p>本DPIは、他者の代理での保有者（例えば、保管サービス）について、経済的支配の指標の解釈を含むIFRS要求事項の明確化が必要であると提案している。</p> <p>ユーティリティトークン及びハイブリッド型トークンの保有者による会計処理、並びにバーチャル取引及びブルーフォワーク・マイニング活動から生じる保有についても明確化が必要である。ハイブリッド型トークンについては、支配的な構成要素を考慮すべきか、それとも分離の原則を適用して分類及び測定を決定すべきか、また、その場合にどのように決定すべきかという疑問がある。ユーティリティトークンについては、典型的でない取引可能な権利（例えば、ネットワークの機能性を更新する権利や、資源及び労力をシステムに拠出する権利）の適切な認識及び測定についての疑問や、前払資産についてのIFRSガイダンスの欠如の問題もある。</p>	<p>左記領域は本DPで識別したようなIFRS要求事項の明確化が必要であることに同意するか。</p>

質問4 発行者の会計処理

	質問の前提	質問
質問4.1	本DPIは、IASBによる明確化がない中で、このリサーチの予備的な結論は、ICO発行者（及び類似した売出しにおける発行者）は、次のIFRS基準書の1つ又は組合せを適用できるというものである。IFRS第9号、IAS第32号、IFRS第15号、IAS第37号及びIFRS第13号である。	既存のIFRS基準書はICOs、IEOs及びSTOsの発行者が暗号負債を会計処理するための適切な基礎を提供していると考えるか。
質問4.2	本DPIは、ICOs（又はIEOs及びSTOsなどの他の売出し）を通じて暗号資産を発行する企業についてのIFRS第15号の適用に関して懸念が生じる可能性のあるいくつかの領域を強調している（以下第4章からの引用）。 n 収益認識の時期及び残存履行義務の決定（すなわち、ネットワークの財及びサービスに対する支配の発行者からトークン保有者への移転の時期など） n 発行されたトークンに関連した権利及び義務の強制可能性	発行企業が暗号資産の発行がIFRS第15号の範囲に含まれると証明する場合、企業がIFRS第15号の諸原則を適用するために、どの領域がさらにガイダンス・明確化を必要とすると考えるか。
質問4.3	本DPIは、ICOs（又はIEOs及びSTOsなどの他の売出し）を通じて暗号資産を発行する企業についてのIAS第37号の適用に関して懸念が生じる可能性のあるいくつかの領域を強調している（以下第4章からの引用）。 n IAS第37号は暗号負債に適用可能となるか、また、それはどのような場合か。 n どのような暗号に関連した義務が引当金としての認識の要件を満たすか。 n どのような状況又は時点で、そうした引当金の認識の中止を行うべきか。	発行企業が暗号資産の発行がIAS第32号 / IFRS第9号における金融負債又はIAS第37号における引当金に該当すると証明する場合、企業がこれらの基準を適用するために、どの領域がさらにガイダンス・明確化を必要とすると考えるか。

質問5 評価

	質問の前提	質問								
質問5.1	本DPIは、IFRS第13号に基づく公正価値測定を検討する際に、暗号資産についての活発な市場の決定が必ずしも単純明快ではないという考えを示している。	IFRS第13号のガイダンスは、これらが公正価値で測定される場合に、暗号資産（及び、該当する場合には、関連する暗号負債）についての活発な市場を決定するための十分な基礎を提供していると考えるか。								
質問5.2	本DPIは、暗号資産に合わせた評価方法論が登場しており、それらはIFRS第13号における公正価値測定のガイダンスと異なる可能性があるという考えを示している。 伝統的な評価と暗号資産の評価（第5章からの引用）	IFRS第13号に基づく活発な市場がない場合、IFRS第13号は暗号資産（及び、該当する場合には、関連する暗号負債）をIFRSで測定する適切な評価技法を決定するための十分な基礎を提供しているか。そうでない場合、どのような代替的な測定基礎を提案するか。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>伝統的な評価アプローチ</th> <th>暗号資産の評価アプローチ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コスト・アプローチ 再構築のためのコスト</td> <td>コスト・アプローチ マイニングのコスト</td> </tr> <tr> <td>インカム・アプローチ 割引キャッシュ・フロー</td> <td>インカム・アプローチ 交換方程式</td> </tr> <tr> <td>マーケット・アプローチ 比較対象資産の評価指標</td> <td>マーケット・アプローチ ネットワーク価値・取引高（NVT）比率</td> </tr> </tbody> </table>	伝統的な評価アプローチ	暗号資産の評価アプローチ	コスト・アプローチ 再構築のためのコスト	コスト・アプローチ マイニングのコスト	インカム・アプローチ 割引キャッシュ・フロー	インカム・アプローチ 交換方程式	マーケット・アプローチ 比較対象資産の評価指標	マーケット・アプローチ ネットワーク価値・取引高（NVT）比率	
伝統的な評価アプローチ	暗号資産の評価アプローチ									
コスト・アプローチ 再構築のためのコスト	コスト・アプローチ マイニングのコスト									
インカム・アプローチ 割引キャッシュ・フロー	インカム・アプローチ 交換方程式									
マーケット・アプローチ 比較対象資産の評価指標	マーケット・アプローチ ネットワーク価値・取引高（NVT）比率									

質問6 その他

	質問の前提	質問
質問6.1		暗号資産（負債）の会計処理、または上記の各質問で扱われていない他の事項について、他にコメントはあるか。

用語説明

用語	説明
アセットトークン	ブロックチェーン上に存在しないものから価値を引き出す暗号資産であり、むしろ、物的資産（たとえば、金や石油などの天然資源）の所有権の表象。「トークン化された資産」又は「デジタル化された資産」と呼ばれることがある。
支払トークン	発行者に対する請求権のない暗号通貨
ステーブルコイン	現実世界の資産、法定通貨及び一部の特殊なケースでは他の暗号通貨を裏付けとした暗号資産
セキュリティトークン	伝統的な有価証券と性質が類似している暗号資産
トークン	開発者のブロックチェーンではなく既存の他のブロックチェーン上に所在する暗号資産
ハイブリッド型トークン	複数の特性を有するか又は重複させているトークン（例えば、ユーティリティトークン、支払トークン及びセキュリティトークンの要素を同時に有しているもの）
ブルーフオブワーク	不特定多数の参加者の中での合意形成方法（コンセンサスアルゴリズム）の1つ。膨大な量の単純計算を行うことで、マイニングを行う権利が獲得し、取引の承認や新しいブロックの生成を行う仕組み。
ユーティリティトークン	さまざまなネットワーク関連の権利を付与できる暗号資産（保有者に現在の又は将来の商品又はサービスへのアクセスを付与することを含む）
AASB	Australian Accounting Standards Board：オーストラリア会計基準審議会
CBDC(s)*	Central Bank Digital Currency：中央銀行のデジタル通貨
CBV	Chartered business valuator：ビジネス評価組織
CSA	Canadian Securities Administrators：カナダ証券管理局
CUV	Current Utility Value：現在効用価値
DAO(s)*	Decentralized Autonomous Organization：デジタル自律組織
EFRAG	European Financial Reporting Advisory Group：欧州財務報告諮問グループ
FVOCI	Fair Value Through Other Comprehensive Income：その他の包括利益を通じて公正価値で測定
FVPL	Fair Value Through Profit or Loss：純損益を通じて公正価値で測定
IAS	International Accounting Standards：国際会計基準
IASB	International Accounting Standards Board：国際会計基準審議会
ICO(s)*	Initial Coin offering：暗号資産を新たに発行することを通じて行う資金調達
IEO(s)*	Initial Exchange Offering：ICOのうち、暗号通貨取引所を介して暗号資産を新たに発行することを通じて行う資金調達
IFRS	International Financial Reporting Standards：国際財務報告基準
IFRS IC	International Financial Reporting Standards interpretations Committee：国際財務報告基準解釈指針委員会
NSS	National Standard Setters：各国基準設定団体
NVT	Network Value to Transaction：ネットワーク価値・取引高
P/E	Price-to-earnings：株価収益率
STO(s)*	Security Token Offering：国の法律において証券と定められるトークンを利用した資金調達

(*)複数を目指す場合には（s）を付している

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

TEL : 03-6213-1000 / FAX : 03-6213-1005

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバー ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバー ファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じて Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTL、そのメンバー ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいづれも、本資料に依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTL ならびに各メンバー ファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001